

登録失効の経緯

ダイホルタンについて

- 1 最終登録失効は1989年12月25日
- 2 当時の原体輸入業者によれば、原体製造メ - カ - であるシェブロン社（米国）が、世界的に販売量が減少して生産コストがまかなえないことから、1987年に製造を中止し、輸入業者も1987農薬年度（1986年10月～1987年9月）用の原体輸入が最後となり、1989年に国内登録製造業者が登録を失効させたとのこと（製造業廃止届け）。
- 3 りんご、なし、キャベツ等に1～5 ppm の残留農薬基準が設定されていたが、1996年9月2日に、厚生省の食品衛生調査会で再評価がなされ、作物中に検出されてはいけぬものとなった。その際「動物試験において発ガン性が認められており、無毒性量を評価しうるデータがないことから、ADIを取り消すことが適当である。」との評価がされた。

プリクトランについて

- 1 最終登録失効は1987年12月3日
- 2 当時の原体輸入業者によれば、米国EPA（米国環境保護庁）の新ガイドラインに基づき、1985年に、米国における登録メ - カ - （ダウ・ケミカル社）は催奇形性試験を再度実施したところ、ラットでは前回と同様に陰性の結果であったが、ウサギの試験では催奇形性の一種である水頭症の発生が報告された。ダウ・ケミカル社としては製品の安全管理という理念に基づき、1987年8月本剤の全世界での自主的な販売中止の方針を決定した。日本においても国内登録製造業者から1987年12月3日付けで製造業廃止届けが提出され、当時流通していた製品は、登録失効前に自主的な回収がなされた。
- 3 日本なし、りんごに2 ppm の残留農薬基準が設定されていたが、厚生省の食品衛生調査会で再評価の結果、作物中に検出されてはいけぬものとなった。その際、「催奇形性に関して無毒性量が評価できなかったことから、ADIを取り消すことが適当である。」との評価がされた。

- ナフタリン酢酸について

- 1 登録失効は1976年9月30日
- 2 1971年に農薬取締法の大改正が行われ、それまでの急性毒性、亜急性毒性の試験データに加えて慢性毒性の試験データの提出を登録申請者に求めることとなった。慢性毒性試験の実施はかなりの費用を要することから、販売額の少ない農薬は採算が取れず、登録申請者は登録の継続を断念した。
- 3 慢性毒性についての評価がなされておらず、残留農薬基準等は設定されていない。

PCNBについて

- 1 登録失効は2000年3月26日
- 2 国内においてPCNB原体を製造していたメ - カ - （三井化学）によれば、PCNB剤より少量で効果がある土壌殺菌剤（フルスルファミド）を開発し、新剤への切り替えが順調に進んだことから1997年3月でPCNB剤の出荷を終了したとのこと。

これを受け国内のPCNB剤登録製造業者は、同年9月にPCNB剤の販売を終了し、2000年に登録を失効させたとのこと。

なお、農林水産省で農薬のダイオキシン分析を徹底的に行い、PCNBから微量ではあったが検出されたことから、この結果を本年4月12日に公表するとともに、同剤の農薬登録を取得していた製造業者に製品回収を指示している（現在問題となっている無登録農薬のPCNBはこれとは別製品である。）

- 3 野菜、いも類等に0.08～0.1 ppmの登録保留基準が設定されていたが、2000年12月21日に削除されている。